

14 電子商取引

藤井康次郎 *
河合優子 **
河野充志 ***

本章の概要

①締約国間における電子的な送信に対する関税不賦課 (14.3 条)、②デジタル・プロダクトの無差別待遇 (14.4 条)、③情報 (個人情報を含む。) の電子的手段による越境移転の原則自由 (14.11 条)、④データ・ローライゼーションの原則禁止 (14.13 条 2)、⑤大量販売用ソフトウェアのソース・コードの移転又はアクセスの要求の原則禁止 (14.17 条) 等の規定を置き、単に電子商取引を行う企業のマーケットアクセスを保障することを超え、デジタルエコノミーの促進と経済圏の構築のため各締約国が執るべき具体的措置を規定していることが特徴的である。

I. 条文と概要

A. 第 14 章 電子商取引

第 14.1 条 定義

(概要)

本章の規定の適用上、対象者とは、「対象投資財産」(9.1 条に定義) (→▼ 9.1)、「締約国の投資家」(9.1 条に定義) (金融機関に対する投資家を除く。) (→▼ 9.1)、「締約国のサービス提供者」(10.1 条に定義) (→▼ 10.1) をいうが、「金融機関」(11.1 条に定義) (→▼ 11.1) 又は「国境を越えて金融サービスを提供する締約国のサービス提供者」(11.1 条に定義) (→▼ 11.1) は除かれる。デジタル・プロダクトとは、コンピュータ・プログラム、文字列、ビデオ、映像、録音物その他のものであって、デジタル式に符号化され、商業的販売又は流通のために生産され、及び電子的に送信されることができるものをいうが、金融商品をデジタル式に表したもの (金銭を含む。) は除かれる。また、個人情報とは、特定された又は特定し

* ふじい こうじろう / 西村あさひ法律事務所 弁護士

** かわい ゆうこ / 西村あさひ法律事務所 弁護士

*** こうの あつし / 西村あさひ法律事務所 弁護士

得る自然人に関する情報（データを含む。）をいう。

第 14.2 条 適用範囲及び一般規定

（概要）

締約国は、電子商取引によって経済的な成長及び機会がもたらされることを認め、また、電子商取引における消費者の信頼を促進する枠組みの重要性並びに電子商取引の利用及び発展に対する不必要な障害を回避することの重要性を認める（14.2 条 1）。本章の規定は、(a)政府調達、(b)締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置（当該情報の収集に関連する措置を含む。）には適用されない（14.2 条 3）。

本章のうち、デジタル・プロダクトの無差別待遇（14.4 条）（→▼14.4）、情報の電子的手段による国境を越える移転（14.11 条）（→▼14.11）、コンピュータ関連設備の設置（14.13 条）（→▼14.13）及びソース・コード（14.17 条）（→▼14.17）の各規定に含まれる義務については、9 章（投資）、10 章（国境を越えるサービスの貿易）及び 11 章（金融サービス）の関連する規定並びにこれらの章の例外及び適合しない措置に関する規定が適用されると共に、CPTPP の他の関連規定と併せて解釈される（14.2 条 5）。また、デジタル・プロダクトの無差別待遇（14.4 条）（→▼14.4）、情報の電子的手段による国境を越える移転（14.11 条）（→▼14.11）及びコンピュータ関連設備の設置（14.13 条）（→▼14.13）の各規定に含まれる義務については、適合しない措置（9.12 条、10.7 条、11.10 条）（→▼9.12、10.7、11.10）の規定に従って採用又は維持される措置の適合しない点については、適用されない（14.2 条 6）等。（→▽II.2）

なお、11 章（金融サービス）において、本章（14 章）のいかなる規定も、一般に適用される差別的でない措置であって公的機関が金融政策及び関連する信用政策又は為替政策を遂行するために行うものについては、適用しないと定められている（11.11 条 2）（→▼11.11）。

第 14.3 条 関税

（概要）

締約国は、締約国の者と他の締約国の者との電子的な送信（電子的に送信されるコンテンツを含む。）に対して関税を課してはならない（14.3 条 1）。ただし、CPTPP に適合する方法で課される税、手数料又は課徴金である限りは、電子的に送信されるコンテンツに対して締約国が内国税、手数料その他の課徴金を課することは妨げられない（14.3 条 2）等。

第 14.4 条 デジタル・プロダクトの無差別待遇

(概要) (→▽ II.3)

締約国は、他の締約国の領域において創作され、生産され、出版され、契約され、委託され、若しくは商業的な条件に基づき最初に利用可能なものとなったデジタル・プロダクト又はその著作者、実演家、制作者、開発者若しくは所有者が他の締約国の者であるデジタル・プロダクトに対し、他の同種のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならない (14.4 条 1)。ただし、知的財産 (18 章) に規定する権利義務に抵触する部分については、14.4 条 1 は適用されない (14.4 条 2)。放送については 14.4 条の適用がない (14.4 条 4) 等。

第 14.5 条 国内の電子的な取引の枠組み

第 14.6 条 電子認証及び電子署名

(概要)

締約国は、電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法 (1996 年) 又は国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約 (2005 年) の原則に適合した、電子的な取引を規律する法的枠組みを維持する (14.5 条 1)。締約国は、自国の法的枠組みの策定において利害関係者の寄与を容易にするよう努める (14.5 条 2) (→▽ II.4)。また、締約国は、原則として、署名が電子的形式によるものであることのみを理由として当該署名の法的有効性を否定してはならない (14.6 条 1)。締約国は、電子的取引の当事者が認証方式を相互に決定することを禁止したり、認証に関する法的要件の充足を司法当局又は行政当局に対して証明する機会を妨げたりしてはならない (14.6 条 2) 等。

第 14.7 条 オンラインの消費者の保護

第 14.8 条 個人情報保護

(概要)

締約国は、オンラインでの商業活動を行う消費者に損害を及ぼし又は及ぼす恐れのある、詐欺的又は欺まんな商業活動 (16.6 条 2 に定義) (→▼ 16.6) を禁止するため、消費者の保護に関する法令を制定し、又は維持する (14.7 条 2)。また、締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する (14.8 条 2) (→▽ II.5)。当該枠組みを作成するに当たり、関係国際機関の原則及び指針を考慮すべきである (同)。締約国は、電子商取引の利用者に対して提供する締約国による個人情報の保護に関

する情報（救済方法等を含む。）を公表すべきである（14.8条4）等。

第 14.9 条 貿易に係る文書の電子化

（概要）

締約国は、貿易実務に係る文書（14.1条で定義）（→▼14.1）について、公衆による電子の利用を可能とし、また、電子的に提出される貿易実務に係る文書を書面により提出された場合と法的に同等なものとして受理するよう努める（14.9条）等。

第 14.10 条 電子商取引のためのインターネットへの接続及びインターネットの利用に関する原則

（概要）

締約国は、適用可能な政策及び法令に従うことを条件として、自国の領域の消費者が(a)インターネット上で自らが選択するサービス及びアプリケーションにアクセスしてそれらを利用すること、(b)自らが選択する端末装置をインターネットに接続すること、(c)接続サービス提供者のネットワーク管理情報にアクセスすること等を認める（14.10条）。

第 14.11 条 情報の電子的手段による国境を越える移転

（概要）（→▽II.5）

締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認める（14.11条1）。締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による越境移転を許可する（14.11条2）。ただし、締約国が公共政策の正当な目的を達成するために情報の電子的手段による越境移転を制限する措置を採用し又は維持することは、一定の条件を満たす限り許容される（14.11条3）等。

第 14.12 条 インターネットの相互接続料の分担

（概要）

締約国は、国際的なインターネットの接続を求めるサービス提供者が商業的な原則に基づいて他の締約国のサービス提供者と交渉できることを認める（14.12条）。

第 14.13 条 コンピュータ関連設備の設置（→▽II.6）

(概要)

締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備（14.1条で定義）（→▼14.1）の利用に関する自国の法令上の要件（通信の安全及び秘密を確保することを追求する旨の要件を含む。）を課することができることを認める（14.13条1）。また、締約国は、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し又は設置することを要求してはならない（14.13条2）。ただし、締約国が公共政策の正当な目的を達成するためにコンピュータ関連設備の設置・利用に制限を課す措置を採用し又は維持することは、一定の条件を満たす限り許容される（14.13条3）等。

第 14.14 条 要求されていない商業上の電子メッセージ

(概要)

締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージ（14.1条で定義）（→▼14.1）に関し、(a)受信者が、その提供者に対し円滑に受信を防止できるようにすることを要求する措置、(b)各締約国の法令によって特定された方法により、受信者による当該メッセージの受信に対する同意を要求する措置、(c)その他当該メッセージを最小化することを可能にする措置を、採用し又は維持する（14.14条1）。締約国は、要求されていない商業上の電子メッセージの提供者であって上記措置を遵守しない者に対する措置についても定める（14.14条2）等。

第 14.15 条 協力

第 14.16 条 サイバーセキュリティに係る事項に関する協力

(概要)

締約国は、電子商取引の地球的規模の性質を認め、個人情報保護等を含む電子商取引関連の規則、政策、実施及び遵守について情報交換等を行う（14.15条）。また、締約国は、サイバーセキュリティに関する現行の協力の仕組みを利用すること等の重要性を認識する（14.16条）等。

第 14.17 条 ソース・コード

(概要)（→▽II.7）

締約国は、他の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の

自国の領域における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又はそれに対するアクセスを要求してはならない（大量販売用ソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品に限る）（14.17 条 1、14.17 条 2）等。

第 14.18 条 紛争解決

（概要）

マレーシアの現行の措置は、14.4 条及び 14.11 条に基づく同国の義務に関して、ベトナムの現行の措置は、14.4 条、14.11 条及び 14.13 条に基づく同国の義務に関して、それぞれ CPTPP が同国について効力を生ずる日の後 2 年間、28 章（紛争解決）の規定の対象としない等。

B. CPTPP 第 14.11 条（情報の電子的手段による国境を越える移転）及び第 14.13 条（コンピュータ関連設備の設置）の規定に基づく義務の違反に関する CPTPP 第 28 章（紛争解決）の規定の適用に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文

（概要）

日本とベトナムは、CPTPP との整合性を確保するため、ベトナムのサイバーセキュリティ関連法令の実施のための協力についての協議を継続することに合意する。

日本は、14.18 条 2（→▼ 14.18）にかかわらず、CPTPP がベトナムについて効力を生ずる日の後 5 年間、14.11 条及び 14.13 条（→▼ 14.11、14.13）に基づく義務の違反として、ベトナムのサイバーセキュリティ関連法令に基づいて採用し又は維持する措置について、28 章（紛争解決）の規定を利用することを差し控えることに合意する等。

II. 解説

A. 第 14 章 電子商取引

1. 総論

電子商取引章は、WTO 協定には規定がないものの、近年、WTO において協定締結に向けた動きが見られ¹、規定を設ける FTA や EPA も増加している。中でも、14 章・電子商取

¹ 2019 年 1 月 25 日に有志国（日本を含む 76 の WTO 加盟国）が「[電子商取引に関する共同声明](#)」を発表して以降、2019 年 2 月 28 日現在、共同声明を発表した有志国間で電子商取引に

引章は、日本が締結済みの EPA の電子商取引章や、アメリカ-EU 間で交渉中の環大西洋貿易投資パートナーシップ (TTIP) の電子取引章 EU 条文草案²と比較して、包括的かつ高いレベルの内容が達成されている。具体的には、①締約国間における電子的な送信に対する関税不賦課、②デジタル・プロダクトの無差別待遇、③電子的手段による国境を越える情報（個人情報を含む。）の移転、④コンピュータ関連設備の所在地に関する要求の原則的禁止、⑤大量販売用ソフトウェアのソース・コードの移転又はアクセスの要求の原則的禁止、が全て定められている点で、[日スイス EPA](#)、[日豪 EPA](#)、[日モンゴル EPA](#) や [日 EUEPA](#) よりも網羅的である³。特に、③はこれらの EPA には規定がなく⁴、④は日スイス EPA、日豪 EPA 及び日 EUEPA には規定がない。⑤も日スイス EPA 及び日豪 EPA には規定がない。また、TTIP の電子商取引章は交渉中であるため、その内容は未定であるが、少なくとも EU の条文草案には、上記のうち①のみが含まれている状況であり、かつデータ保護関連は TTIP の議論の範囲外と位置づけられている⁵。CPTPP の電子商取引章は、デジタルエコノミーの促進と経済圏の構築に向けた国際ルールの重要な先行例といえる。

アメリカ-メキシコ-カナダ間で署名された [USMCA](#) (未発効⁶) の 19 章・デジタル貿易章は、CPTPP14 章・電子商取引章とほぼ共通する事項に関して規程を置いているが、14.12 条 (インターネット相互接続料の分担) に対応する規定が USMCA にはない一方で、USMCA19.17 条 (双方向的コンピュータサービス)⁷及び USMCA19.18 条 (政府オープンデータ) に対応する規定は CPTPP にはない。

なお、CPTPP は電子商取引章を独立の章として設けているが、日 EUEPA においては、デジタルコンテンツの提供を一律にサービスに含めるべきであるという EU の主張⁸に配慮したためか、電子商取引に関する規程が、サービス貿易、投資自由化及び電子商取引に関する

関する WTO における交渉が続けられている。関連して、WTO が発行する [World Trade Report 2018](#) はデジタル技術と国際通商に関する包括的な検討を行っており、近時電子商取引を巡ってはルールメイキングの機運が高まっている。

² [EU の条文草案](#)、及び [直近 \(2016 年 10 月に開催された第 15 回交渉\) の交渉状況](#) については、EU ウェブサイトを参照。

³ 電子的な送信に対する関税不賦課については、WTO 閣僚会議においても、2005 年の第 6 回 WTO 閣僚会議以来継続して、電子的送信に対する関税を賦課しないという慣行を次回閣僚会議まで継続する (関税不賦課のモラトリアム) 旨が宣言され続けている。ただし、これは時限的措置にすぎず、CPTPP を含む FTA/EPA において定められる恒久的義務とは異なる。

⁴ 日 EUEPA は、協定の効力発生日から 3 年以内に、データの自由な流通に関する規定を同 EPA に含めることの必要性について、両締約国が再評価を行う旨の規定 (日 EUEPA8.81 条) のみを置いている。

⁵ [Inside TTIP: An Overview and Chapter-by-chapter Guide in Plain English](#), p.14.

⁶ 2019 年 2 月 28 日現在。

⁷ いわゆるホスティングサービスプロバイダや電子掲示板、インターネットプラットフォーム等の責任制限や免責を保障する観点からの規定である。

⁸ 経済産業省通商政策局編『[2018 年版不公正貿易報告書—WTO 協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策](#)』(2018) 383 頁参照。

る章（日 EUEPA8 章）内の一部として含まれる形で設けられている。

2. 適用関係

14.2 条 5 及び 6 は他章との適用関係を定める。すなわち、本章は、電子商取引に関する基本ルールを定めるものであるが、投資章（9 章）やサービス章（10 章）、金融サービス章（11 章）における義務の特則・留保との関係では後者が優先することが明記されている。電子商取引章の射程は広く、これらの章と重なる部分があるところ、これらの章において留保した点については電子商取引章の規律により覆されることがないことが確認されている。

また、本章の規定の適用上、GATS14 条(a)乃至(c)が、必要な変更を加えた上で CPTPP に組み込まれる。（→▼ 29.1）

3. 無差別原則

14.4 条 1 は、他の締約国のデジタル・プロダクトについて、締約国及び非締約国（注 1 を参照）のデジタル・プロダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならないともしており、内国民待遇原則（内外差別の禁止）のみならず非締約国を含めた最恵国待遇原則（内外差別の禁止）も含む趣旨と考えられる。キャリアメディアに固定されるものがデジタル・プロダクトに含まれるか否かについては明示的言及がないが、デジタル・プロダクトの定義（14.1 条）（→▼ 14.1）に該当する限りは含まれると考えるのが自然である⁹。

なお、日 EUEPA では、「デジタル・プロダクト」に対応する概念が設定されていないが、同協定上の「電子商取引」に関する規程が適用されるサービスについては、サービスの一環として内国民待遇（日 EUEPA8.8 条 1 及び 2）及び最恵国待遇（日 EUEPA8.9 条 1 及び 2）が保障されている。

4. 国内における対応

14.5 条 1 は、各締約国に、[電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法（1996 年）](#)又は[国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約（2005 年）](#)の原則に適合した、電子的な取引を規律する法的枠組みを維持することを義務付けている。日本は上記モデル法（1996 年）に基づく[国内法整備済みの通報](#)を行っておらず、また上記条約（2005 年）の国内手続を終えていないが、14.5 条 1 の要件を満たした国内法が整備さ

⁹ 米谷三以・藤井康次郎・河合優子「連載 TPP と政府・企業法務 第 9 回 電子商取引」NBL1080 号（2016）84 頁。なお、日スイス EPA 及び日豪 EPA はキャリアメディアに固定されるものが「含まれない」ことを明言している一方、日モンゴル EPA は「含まれる」と明言している。USMCA においては、CPTPP とほぼ同様に定義されており、明言がない。

れていることを前提として、TPP 整備法¹⁰及びその一部を改正する TPP 整備法改正法¹¹には関連する法律の新規立法・改正は含まれていない¹²。

14.5 条 2 は、電子的取引について自国の法的枠組みを策定するにあたり、利害関係者の参与を容易にするよう努める旨を規定している。このようなマルチステークホルダープロセスのアプローチは、近時、インターネット関連法規制の議論において標榜されることが多く¹³、同条はそのような潮流に合致する規定である¹⁴。

5. 国境を越える情報流通と個人情報保護

14.8 条は個人情報保護の法的枠組みの採用又は維持に関して定め、関係国際機関の原則及び指針を考慮すべきとするが、法的枠組みの具体的な内容については各締約国の裁量を認めている。14.11 条は、各締約国が電子的手段による情報の移転についての規制を設けることができることを確認しつつ、原則として国境を越える情報（個人情報を含む。）の電子的手段による移転を許容すべきことを規定している。もっとも、個人情報保護等の公共政策の正当な目的を達成するためであり、恣意的・不当差別的・偽装的等でなく、かつ目的達成のために必要である以上に情報移転に制限を課すものでなければ、国境を越える移転を制限することが許容される。WTO 協定中 [TBT 協定](#) 2.2 条（強制規格が必要以上に貿易制限的であってはならない旨を規定）を巡る紛争により積み重ねられた先例に照らすと「必要である以上に」との文言については規制する側の裁量が一定程度尊重されるのではないか。

なお、国境を越える情報流通については、2016 年には EU から米国への個人データ移転の拠り所として「[プライバシーシールド](#)」が採用されている。また、APEC 加盟国の一部¹⁵は、[APEC CBPR システム](#)に加入し、個人情報保護法制が異なる各国において、個人情報

¹⁰ 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 108 号）。

¹¹ 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 70 号）。

¹² 菅原淳一「TPP コメント第 13 回 第 14 章 電子商取引」貿易と関税 2018 年 3 月号 46 頁、中川淳司「TPP と日本—TPP の日本へのインパクトを探る—第 8 回 TPP の内容 (2) 供給網のグローバル化を支えるルール c 法政・経済制度の調和」貿易と関税 2017 年 1 月号 30～31 頁。もっとも、現行の国内法上、14.5 条 1 の要件を満たしているか疑義があるとの指摘もみられる。ト部晃史「TPP 研究フォーラム (7) 第 7 回 金融サービス・電子商取引」JCA ジャーナル 63 巻 8 号 (2016) 13 頁。

¹³ 例えば、内閣設置 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（略称：IT 総合戦略本部）が決定した「[パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱](#)」（2014 年 6 月 24 日）においても、「パーソナルデータの利活用の促進と個人情報及びプライバシーの保護を両立させるため、消費者等も参画するマルチステークホルダープロセスの考え方」を活用していくことが記載されている。

¹⁴ USMCA19.5 条も同内容を規定する。

¹⁵ 2019 年 2 月 28 日時点においては、[米国、メキシコ、日本、カナダ、シンガポール、韓国、オーストラリア、台湾の 8 カ国](#)。

の効果的な保護と越境移転とのバランスを図っている¹⁶。

2017年に全面施行された日本の改正個人情報保護法においては、国外の第三者に個人データを提供する場合には原則として本人の事前同意が必要であるが、一定水準以上の個人情報保護制度を有する国への移転等の場合はこの限りでない¹⁷。

6. コンピュータ関連設備の利用設置に対する制限

14.13条2は、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域におけるコンピュータ関連設備の利用又は設置を強制することを禁止している。このような、データ・ローカライゼーションの禁止は、企業の設備配置の最適化やコストの最小化に資する規定であり、電子商取引を行う企業のマーケットアクセスの保障につながるものと解される。もっとも、公共政策の正当な目的を達成するためであり、恣意的・不当差別的・偽装的でなく、かつ目的達成のために必要である以上にコンピュータ関連設備の利用設置に制限を課すものでなければ、かかる強制は許容される。なお、越境サービス提供の条件として、自国の領域における代表事務所又は現地企業の設立・維持又は居住を要求することは、10.6条により禁止されており、同条は公共政策目的の措置に関する例外を規定していない。(→▼10.6)

また、本章は「金融機関」や「国境を超えて金融サービスを提供する者」を本章の規律の「対象者」としていないため(14.1条)、各締約国がこれらの者に対してローカルサーバ設置を要求しても14.13条の適用がなく、かかる強制が許容され得ることとなる。

7. ソース・コード

14.17条はソフトウェアのソース・コードの移転又はアクセスの要求を原則的に禁止している。ソース・コードについては、過去に中国等において、機器に搭載されたソフトウェアのソース・コードの開示を求める措置が採用又は検討されたことがあり、WTO協定との関係が取りざたされたことがある¹⁸。例えば、報道によれば、マイクロソフト社は過去にウイ

¹⁶ APEC CBPR システムは、USMCA19.8条2において締約国が考慮すべき「関係国際機関の原則及び指針」の例として言及されているほか、USMCA19.8条6及びUSMCA19.14条1(b)においても、個人情報を保護しつつ情報の越境移転や各国の制度間の調和を促進するものとして肯定的に言及されている。

¹⁷ 個人情報保護法24条。「一定水準以上の個人情報保護制度を有する国」としては、2019年1月23日時点で欧州経済領域協定(EEA)加盟国が指定されている(平成31年個人情報保護委員会告示第1号「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」)。他にも、提供元の日本国内事業者又は提供先の外国事業者のいずれかがAPEC CBPRシステムの認証を取得している場合にも、本人の事前同意は不要となる(個人情報の保護に関する法律施行規則11条の2、[個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン\(外国にある第三者への提供編\)」\(2016年11月、2019年1月最終改正\)](#))。

¹⁸ 経済産業省通商政策局編『[2018年版不正貿易報告書—WTO協定及び経済連携協定・投資](#)

ンドウズ OS のソース・コードを中国政府に開示したとされている一方、アップル社は、自社のソース・コードを中国政府に開示したことはないと公表している¹⁹。

本条は大量販売用ソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品に限定され、中枢的な基盤 (critical infrastructure) のために利用されるソフトウェアは対象外である。大量販売用ソフトウェアと中枢的な基盤のために利用されるソフトウェアの区別は一義的に明確ではないものの、例えば締約国のエネルギー、交通又は通信といった重要なインフラ設備を構成するソフトウェアの脆弱性に対応するために、当該締約国が関連ソフトウェアのソース・コードにアクセスすることを要求することは、許容されると考えられる²⁰。

なお、USMCA19.16 条も同様の内容を定めているが、全てのソフトウェアのソース・コードを保護の対象としていることに加え、「ソース・コードに表現されたアルゴリズム」も保護の対象と明記している。

[協定から見た主要国の貿易政策](#)』(2018) 558～559 頁参照。

¹⁹ 2016 年 4 月 20 日付ロイター報道「[アップル、中国のソースコード開示要請を拒否＝法務担当](#)」。

²⁰ Lee Branstetter, “TPP and Digital Trade,” in Jeffrey J. Schott and Cahtleen Cimino-Issacs (eds.), [Assessing the Trans-Pacific Partnership Volume 2: Innovations in Trading Rules](#), (Peterson Institute for International Economics, 2016), p.76.